

受託研究審査委員会における報告事項に関する書面報告の運用手順

独立行政法人国立病院機構小諸高原病院受託研究審査委員会の報告事項を書面で報告とする場合、以下の通りの手順で開催する。

(受託研究審査委員会の運営)

1. 受託研究審査委員会の開催について、審査がなく、報告事項のみである場合、メールを含む書面による報告を行い、委員招集による委員会開催は不要とする。報告内容については委員より書面で回答を得るものとする。書面報告の可否については、受託研究審査委員会委員長が判断する。
2. 審議資料を病院外に持ち出す場合、情報漏洩又は資料散逸等が発生しないよう適正に取り扱う。

(受託研究審査委員会の手順)

1. 予め受託研究事務局から事前に書面で報告する事項があること、回答の手順について委員にメール等で連絡する。
2. 報告内容に関する資料と起案書を併せて委員へ回覧を行う。
委員は内容を確認後、起案書に署名または押印を行う。
委員は報告内容に関する質疑等がある場合には受託研究事務局に直接確認する。
3. 外部委員については報告資料を送付し、書面で回答を行う。
送付した資料は回答に関する書類と一緒に受託研究事務局まで返送する。
4. 配布資料は受託研究事務局が適切に回収または破棄をする。
5. 議事録に開催経緯及び対応の記録(書面報告の方法と実施した期間、質疑等の有無等)を記載する。

2025 年 3 月 18 日 作成